知多市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年１２月２１日

知多市長　宮　島　壽　男

知多市条例第２８号

知多市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

知多市国民健康保険税条例（昭和４５年知多市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「１００分の５．３５」を「１００分の５．８５」に改める。

第４条中「２４，０００円」を「２６，０００円」に改める。

第６条中「１００分の２．３」を「１００分の２．６」に改める。

第７条中「９，６００円」を「１０，６００円」に改める。

第８条中「１００分の１．８」を「１００分の２．１」に改める。

第２３条第１項第１号ア中「１６，８００円」を「１８，２００円」に改め、同号ウ中「６，７２０円」を「７，４２０円」に改め、同項第２号ア中「１２，０００円」を「１３，０００円」に改め、同号ウ中「４，８００円」を「５，３００円」に改め、同項第３号ア中「４，８００円」を「５，２００円」に改め、同号ウ中「１，９２０円」を「２，１２０円」に改め、同条第２項第１号ア中「３，６００円」を「３，９００円」に改め、同号イ中「６，０００円」を「６，５００円」に改め、同号ウ中「９，６００円」を「１０，４００円」に改め、同号エ中「１２，０００円」を「１３，０００円」に改め、同項第２号ア中「１，４４０円」を「１，５９０円」に改め、同号イ中「２，４００円」を「２，６５０円」に改め、同号ウ中「３，８４０円」を「４，２４０円」に改め、同号エ中「４，８００円」を「５，３００円」に改め、同条に次の１項を加える。

３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第５６条の８９第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）

は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第２４条の３０の５に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第４条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第６条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第７条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第８条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当

該年度に属する月数を乗じて得た額

第２４条の２の次に次の１条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第２４条の３　国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所及び生年月日

(2) 出産被保険者の氏名、住所及び生年月日

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

３　第１項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の６月前から行うことができる。

４　第１項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第２項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第１項の規定による届出を省略させることができる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第２３条に１項を加える改正規定及び第２４条の２の次に１条を加える改正規定は、令和６年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　次項に定めるものを除き、この条例による改正後の知多市国民健康保険税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和６年度以後の年度分の国民

健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

３　新条例第２３条第３項及び第２４条の３の規定は、令和５年度分の国民健康保険税のうち令和６年１月以後の期間に係るもの及び令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分の国民健康保険税のうち令和５年１２月以前の期間に係るもの及び令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。